

## 入札公告

次 の と お り 一 般 競 争 入 札 に 付 し ま す 。

令和6年3月1日

國立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所 管理部門長 小林 正裕

## 1 . 調 達 內 容

- |              |   |  |
|--------------|---|--|
| (1) 調達件名及び数量 | (単務) 契約書<br>一式                          | 和歌山県以西のノルパックネットサンプル分析  |
| (2) 調達仕様     | 入札説明書による。                               | 乗つ0が札課たに<br>をた1数落るつ書   |
| (3) 履行期限     | 令和7年3月17日                               | 量当の端て係も札<br>数に分のつに積入   |
| (4) 履行場所     | 入札説明書による。                               | 定定0満も税見を<br>予決0未を費、額<br>に札1円)消す金   |
| (5) 入札方法     | 入札<br>金の札<br>札<br>入総<br>たは相<br>格事<br>約載 | 価落の1額方わる<br>単、額に金地問す<br>のた金額たびを當<br>とま該金て及か相<br>ご。當該捨稅るに<br>目とに当り費あ0<br>項こ額(切消で0<br>のる金額を、者1<br>れすた金額は業の<br>ぞ載れた金者事分<br>れ記さし数札稅0<br>それを載算端入免1<br>、額記加の、か1<br>は計にをそでのの<br>額合書額、のあ額と |

## 2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育及び機構契約事務規程(平成13年1月1日付け)第3章第41条に規定する者。

(2) 令和4・5・6年度国立研究開業「役務の提供等契約」の「競争B」に参加する者は、又は全員が「格C」に該当する。

(3) 約定された期間内に、規約の規定による製造期は、約定した期間内に、規約の規定による製造期は。

(4) 水産研究開発法人は、本法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者である。

(5) 本業務を履行しようとする知識・技術を有することを証明した者であること。

(6) (仕様書結果の踏まえ終了判定実定施設を体行する整備者)第3章第41条に規定する者。

### 3. 入札説明書等の交付方法

所	研	究	資源	産	水	構	機	育	教	入書	札様	説式	明、	書委	状等	式入	明競
ク」の ツ望載 パ希記	ルてを ノに号 の便番	西配話。 以宅電と	西一ド信 以メア送	のルレす ノにする	ク」番 ツ望話。	パ希電と	ルて、こ ノにする	ク」の ツ望載 パ希記	ルてを ノに号 の便番	西配話。 以宅電と	西一ド信 以メア送	のルレす ノにする	ク」の ツ望載 パ希記	ルてを ノに号 の便番	西配話。 以宅電と	西一ド信 以メア送	のルレす ノにする
①	ノに号 の便番	西配話。 以宅電と	西一ド信 以メア送	のルレす ノにする	ク」の ツ望載 パ希記	ルてを ノに号 の便番	西配話。 以宅電と	西一ド信 以メア送	のルレす ノにする	ク」の ツ望載 パ希記	ルてを ノに号 の便番	西配話。 以宅電と	西一ド信 以メア送	のルレす ノにする	ク」の ツ望載 パ希記	ルてを ノに号 の便番	西配話。 以宅電と
②	ノに号 の便番	西配話。 以宅電と	西一ド信 以メア送	のルレす ノにする	ク」の ツ望載 パ希記	ルてを ノに号 の便番	西配話。 以宅電と	西一ド信 以メア送	のルレす ノにする	ク」の ツ望載 パ希記	ルてを ノに号 の便番	西配話。 以宅電と	西一ド信 以メア送	のルレす ノにする	ク」の ツ望載 パ希記	ルてを ノに号 の便番	西配話。 以宅電と
③	ノに号 の便番	西配話。 以宅電と	西一ド信 以メア送	のルレす ノにする	ク」の ツ望載 パ希記	ルてを ノに号 の便番	西配話。 以宅電と	西一ド信 以メア送	のルレす ノにする	ク」の ツ望載 パ希記	ルてを ノに号 の便番	西配話。 以宅電と	西一ド信 以メア送	のルレす ノにする	ク」の ツ望載 パ希記	ルてを ノに号 の便番	西配話。 以宅電と

#### 4. 入札説明会の日時及び場所等

5に質行りけ、個侵せあ  
1書のてよ付のを伏が  
月明でしにけ、定等をと  
3説ま対と受特権所こ  
年札日にこ時て産箇る  
6入当員る隨で等、回  
和は。全すもあの当答  
令スと者表報人はに  
、レコ領公情法にみ  
はどう受てするび合の  
にア行書にす及場者  
合(を明ジしるが、  
場ル疑説一發  
る一質札ペ  
あメて入ム疑  
がには一質  
疑てス答ホ。に  
質あク回のる降  
し。ツ、構え以  
。内記あ公  
関3アめ機代日  
に記フと當に該  
等上はまに会當  
仕ま載をと札な  
様で)取と説お  
書に又りも明、  
対し別お該  
様と人害又る。

## 5. 証明に関する事項

( 3 ) 提出日期限

令和6年3月22日 17時00分

## 6. 入札の日時及び場所等

- |                      |                    |              |       |      |       |      |    |
|----------------------|--------------------|--------------|-------|------|-------|------|----|
| (1) 入札の日時及び場所        | 令和6年4月5日 横浜市立浜川研究室 | 1区産業技術研究センター | 時浦研究室 | 42・リ | 5一教一構 | 分1育室 | 2機 |
| (2) 郵便領取期日と入札提出書出の場所 | 令和3年4月5日 同じ。       | 12時00分       |       |      |       |      |    |

## 7. その他の



## 8. 契約に係る情報の公表



#### 9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

入札説明書に添付しますので、契約相手となつた場合は、誓約書の提出をお願いします。  
なお、当機構の本部、研究所、開発部門は、大卒以上は提出する必要があります。  
たゞ、提出をされません。

# 業務仕様書

1. 件名 和歌山県以西のノルパックネットサンプル分析業務  
(和歌山、徳島、高知、愛媛、大分、宮崎)
2. 業務目的 本業務は、我が国周辺海域における資源評価調査の一環として、黒潮安定海域における魚類等の卵稚仔の種組成および発達段階組成を明らかにし、産卵量・卵稚仔分布量を推定することを目的とする。
3. 業務場所 契約締結業者指定場所
4. 予定数量
- |                          |        |
|--------------------------|--------|
| 1) ノルパックネットサンプル分析 (和歌山県) | 419 検体 |
| 2) ノルパックネットサンプル分析 (徳島県)  | 228 検体 |
| 3) ノルパックネットサンプル分析 (高知県)  | 357 検体 |
| 4) ノルパックネットサンプル分析 (愛媛県)  | 600 検体 |
| 5) ノルパックネットサンプル分析 (大分県)  | 400 検体 |
| 6) ノルパックネットサンプル分析 (宮崎県)  | 128 検体 |
- (口径 45 cm、目合 0.335 mm のネットによる水深 150 m から海面までの鉛直曳き標本)
5. 業務内容
- 1) ノルパックネットサンプル分析 (和歌山県)  
標本採集実施機関：和歌山県水産試験場
- (1)標本の送付：当所の依頼により標本を採集した標本採集実施機関が請負者に採集標本および標本一覧表を送付する。また、当所作成のエクセル等、表計算ソフトのワークシートを送付する。なお、送付にかかる運送費は請負者が負担する。
- (2)標本の確認：請負者は標本を受け取ってから速やかに標本と標本一覧表を照合し、標本瓶の破損、標本の固定状態等について確認する。標本と標本一覧表の不一致や輸送中の事故があった場合は、速やかに標本採集実施機関と取扱について協議する。
- (3)卵・仔稚魚の選別・計測：卵・仔稚魚の選別前に沈殿量を測定する。標本から約 10 mm 以上のゼラチン質生物 (サルバ・ウミタル・クラゲ等、但しゾウクラゲは含めない)、長さ約 20 mm 以上の大型生物 (オキアミ類、ヤムシ類、魚類を除く) を別扱いとして分別した後、ゴミ等を取り除く (分別した生物は、後に選別する魚卵・仔稚等と一緒にすることなく別瓶に保存し、湿重量測定作業終了後の選別済みプランクトン標本とともに委託者に返送する)。次に、試験管等の別容器に移し、一晩以上置いて採集物を完全に沈殿させ、沈殿量 (ml、小数点 1 衡) を計測する。その後、標本から魚類の卵・仔稚魚及び頭足類幼体をすべて選別する。選別に当たってはスポイドまたは先端の柔らかいステンレス製または竹製のピンセットを用いるなど、卵・仔稚魚を損なうことのないよう注意する。また、破損した卵・仔稚魚、特に前期仔魚の取り残しに注意する。卵・仔稚魚・幼生について、別添「太平洋ブ

ロック共通フォーム」に記載した魚種・発育段階ごとに計数する。卵は発達段階 A (受精後原口閉鎖まで、ただしカタクチイワシでは胚膜が 1/2 に達するまで)、B (尾芽が卵黄から分離するまで)、C (孵化まで) の 3 段階および不明ごとに、仔稚魚は前期仔魚と後期仔魚以降の個体数を、スルメイカは総個体数を数える。サバ属卵は接眼ミクロメータを用いて 0.025 mm 以上の精度で直径を計測し、1.1 mm 以下をマサバ、1.1 mm 超をゴマサバとして集計すること。卵・仔稚魚を取り出した後のプランクトンは、優占種 3~5 種程度を上位分類群 (例: カイアシ類)) で記入する。

魚類・頭足類以外の標本の湿重量 (g、小数点 2 衡) を計測する。

- (4) 標本の保存：選別した魚類の卵・仔稚魚は採集点ごとに、スルメイカを含む指定魚種、その他の魚類・頭足類ごとの 2 つに分け、10 ml 程度の中蓋付き標本瓶に 5% 中性ホルマリン溶液で固定する。基本的に標本は 5% 中性ホルマリン溶液での固定とするが、「その他魚類卵」および各「類似魚種卵」等について、担当者から指示があった場合は 99% エタノールで保存する。その際、容器蓋に 99% エタノールと分かるように記載すること。標本が大きい場合は適宜大きいサイズの中蓋付き瓶を用いる。保存の際には耐水紙でラベルを作り、指定魚種かその他、採集点番号、採集年月日、ネット名、船名を鉛筆で記入し、標本とともに保存する。瓶の蓋には指定魚種かその他、採集点番号、ネット名をプリントアウトしたラベルシールもしくは油性のマーカーにより記載する。ラベルシールによる記載を推奨し、可能であれば貼り付けたラベルシールの上にさらに透明の保護シールを貼り付ける。その他、詳細や魚類・頭足類以外の標本については、「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。
- (5) 結果の入力：(1)で送付したワークシートに卵・仔稚魚等の同定、計数、測定結果、その他標本の湿重量、沈殿量、プランクトン優占種を入力する。
- (6) 成果物：査定結果を入力したワークシートは、水産資源研究所横浜庁舎、塩釜庁舎および標本採集実施機関に送付する。選別された卵・仔稚魚の標本は、標本採集実施機関、卵・仔稚魚選別済みの残滓プランクトン標本は、塩釜庁舎に送付する。標本の保存と送付の詳細については「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。

## 2) ノルパックネットサンプル分析 (徳島県)

標本採集実施機関：徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究課

- (1) 標本の送付：当所の依頼により標本を採集した標本採集実施機関が請負者に採集標本および標本一覧表を送付する。また、当所作成のエクセル等、表計算ソフトのワークシートを送付する。なお、送付にかかる運送費は請負者が負担する。
- (2) 標本の確認：請負者は標本を受け取ってから速やかに標本と標本一覧表を照合し、標本瓶の破損、標本の固定状態等について確認する。標本と標本一覧表の不一致や輸送中の事故があった場合は、速やかに標本採集実施機関と取扱について協議する。
- (3) 卵・仔稚魚の選別・計測：卵・仔稚魚の選別前に沈殿量を測定する。標本から約 10 mm 以上のゼラチン質生物 (サルバ・ウミタル・クラゲ等、但しゾウクラゲは含めない)、長さ約 20 mm 以上の大型生物 (オキアミ類、ヤムシ類、魚類を除く) を別扱いとして分別した後、ゴミ等を取り除く (分別した生物は、後に選別する魚卵・

仔稚等と一緒にすることなく別瓶に保存し、湿重量測定作業終了後の選別済みプランクトン標本とともに委託者に返送する)。次に、試験管等の別容器に移し、一晩以上置いて採集物を完全に沈殿させ、沈殿量 (ml、小数点 1 衡) を計測する。その後、標本から魚類の卵・仔稚魚及び頭足類幼体をすべて選別する。選別に当たってはスパイドまたは先端の柔らかいステンレス製または竹製のピンセットを用いるなど、卵・仔稚魚を損なうことのないよう注意する。また、破損した卵・仔稚魚、特に前期仔魚の取り残しに注意する。卵・仔稚魚・幼生について、別添「太平洋ブロック共通フォーム」に記載した魚種・発育段階ごとに計数する。卵は発達段階 A (受精後原口閉鎖まで、ただしカタクチイワシでは胚膜が 1/2 に達するまで)、B (尾芽が卵黄から分離するまで)、C (孵化まで) の 3 段階および不明ごとに、仔稚魚は前期仔魚と後期仔魚以降の個体数を、スルメイカは総個体数を数える。サバ属卵は接眼ミクロメータを用いて 0.025 mm 以上の精度で直径を計測し、1.1 mm 以下をマサバ、1.1 mm 超をゴマサバとして集計すること。魚類・頭足類以外の標本の湿重量 (g、小数点 2 衡) を計測する。

- (4) 標本の保存：選別した魚類の卵・仔稚魚は採集点ごとに、スルメイカを含む指定魚種、その他の魚類・頭足類ごとの 2 つに分け、10 ml 程度の中蓋付き標本瓶に 5% 中性ホルマリン溶液で固定する。基本的に標本は 5% 中性ホルマリン溶液での固定とするが、「その他魚類卵」および各「類似魚種卵」等について、担当者から指示があった場合は 99% エタノールで保存する。その際、容器蓋に 99% エタノールと分かるように記載すること。標本が大きい場合は適宜大きいサイズの中蓋付き瓶を用いる。保存の際には耐水紙でラベルを作り、指定魚種かその他、採集点番号、採集年月日、ネット名、船名を鉛筆で記入し、標本とともに保存する。瓶の蓋には指定魚種かその他、採集点番号、ネット名を プリントアウト したラベルシールもしくは油性のマーカーにより記載する。ラベルシールによる記載を推奨し、可能であれば貼り付けたラベルシールの上にさらに透明の保護シールを貼り付ける。その他、詳細や魚類・頭足類以外の標本については、「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。
- (5) 結果の入力：(1) で送付したワークシートに卵・仔稚魚等の同定、計数、測定結果、その他標本の湿重量、沈殿量、プランクトン優占種を入力する。
- (6) 成果物：査定結果を入力したワークシートは、横浜庁舎、塩釜庁舎および標本採集実施機関に送付する。選別された卵・仔稚魚の標本は、標本採集実施機関、卵・仔稚魚選別済みの残滓プランクトン標本は、塩釜庁舎に送付する。標本の保存と送付の詳細については「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。

### 3) ノルパックネットサンプル分析 (高知県)

標本採集実施機関：高知県水産試験場

- (1) 標本の送付：当所の依頼により標本を採集した標本採集実施機関が請負者に採集標本および標本一覧表を送付する。また、当所作成のエクセル等、表計算ソフトのワークシートを送付する。なお、送付にかかる運送費は請負者が負担する。
- (2) 標本の確認：請負者は標本を受け取ってから速やかに標本と標本一覧表を照合し、

標本瓶の破損、標本の固定状態等について確認する。標本と標本一覧表の不一致や輸送中の事故があった場合は、速やかに標本採集実施機関と取扱について協議する。

- (3)卵・仔稚魚の選別・計測：卵・仔稚魚の選別前に沈殿量を測定する。標本から約10mm以上のゼラチン質生物(サルパ・ウミタル・クラゲ等、但しゾウクラゲは含めない)、長さ約20mm以上の大型生物(オキアミ類、ヤムシ類、魚類を除く)を別扱いとして分別した後、ゴミ等を取り除く(分別した生物は、後に選別する魚卵・仔稚等と一緒にすることなく別瓶に保存し、湿重量測定作業終了後の選別済みプランクトン標本とともに委託者に返送する)。次に、試験管等の別容器に移し、一晩以上置いて採集物を完全に沈殿させ、沈殿量(ml、小数点1桁)を計測する。その後、標本から魚類の卵・仔稚魚及び頭足類幼体をすべて選別する。選別に当たってはスパイドまたは先端の柔らかいステンレス製または竹製のピンセットを用いるなど、卵・仔稚魚を損なうことのないよう注意する。また、破損した卵・仔稚魚、特に前期仔魚の取り残しに注意する。卵・仔稚魚・幼生について、別添「太平洋ブロック共通フォーム」に記載した魚種・発育段階ごとに計数する。卵は発達段階A(受精後原口閉鎖まで、ただしカタクチイワシでは胚膜が1/2に達するまで)、B(尾芽が卵黄から分離するまで)、C(孵化まで)の3段階および不明ごとに、仔稚魚は前期仔魚と後期仔魚以降の個体数を、スルメイカは総個体数を数える。サバ属卵は接眼ミクロメータを用いて0.025mm以上の精度で直径を計測し、1.1mm以下をマサバ、1.1mm超をゴマサバとして集計すること。魚類・頭足類以外の標本の湿重量(g、小数点2桁)を計測する。
- (4)標本の保存：選別した魚類の卵・仔稚魚は採集点ごとに、スルメイカを含む指定魚種、その他の魚類・頭足類ごとの2つに分け、10ml程度の中蓋付き標本瓶に5%中性ホルマリン溶液で固定する。基本的に標本は5%中性ホルマリン溶液での固定とするが、「その他魚類卵」および各「類似魚種卵」等について、担当者から指示があった場合は99%エタノールで保存する。その際、容器蓋に99%エタノールと分かるように記載すること。標本が大きい場合は適宜大きいサイズの中蓋付き瓶を用いる。保存の際には耐水紙でラベルを作り、指定魚種かその他、採集点番号、採集年月日、ネット名、船名を鉛筆で記入し、標本とともに保存する。瓶の蓋には指定魚種かその他、採集点番号、ネット名をプリントアウトしたラベルシールもしくは油性のマーカーにより記載する。ラベルシールによる記載を推奨し、可能であれば貼り付けたラベルシールの上にさらに透明の保護シールを貼り付ける。その他、詳細や魚類・頭足類以外の標本については、「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。
- (5)結果の入力：(1)で送付したワークシートに卵・仔稚魚等の同定、計数、測定結果、その他標本の湿重量、沈殿量、プランクトン優占種を入力する。
- (6)成果物：査定結果を入力したワークシートは、横浜庁舎、塩釜庁舎および標本採集実施機関に送付する。選別された卵・仔稚魚の標本は、標本採集実施機関、卵・仔稚魚選別済みの残滓プランクトン標本は、塩釜庁舎に送付する。標本の保存と送付の詳細については「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。

#### 4) ノルパックネットサンプル分析(愛媛県)

標本採集実施機関：愛媛県農林水産研究所水産研究センター

- (1) 標本の送付：当所の依頼により標本を採集した標本採集実施機関が採集標本および標本一覧表を送付する。また、当所作成のエクセル等、表計算ソフトのワークシートを送付する。なお、送付にかかる運送費は請負者が負担する。
- (2) 標本の確認：請負者は標本を受け取ってから速やかに標本と標本一覧表を照合し、標本瓶の破損、標本の固定状態等について確認する。標本と標本一覧表の不一致や輸送中の事故があった場合は、速やかに標本採集実施機関と取扱について協議する。
- (3) 卵・仔稚魚の選別・計測：卵・仔稚魚の選別前に沈殿量を測定する。標本から約 10 mm 以上のゼラチン質生物（サルパ・ウミタル・クラゲ等、但しゾウクラゲは含めない）、長さ約 20 mm 以上の大型生物（オキアミ類、ヤムシ類、魚類を除く）を別扱いとして分別した後、ゴミ等を取り除く（分別した生物は、後に選別する魚卵・仔稚等と一緒にすることなく別瓶に保存し、湿重量測定作業終了後の選別済みプランクトン標本とともに委託者に返送する）。次に、試験管等の別容器に移し、一晩以上置いて採集物を完全に沈殿させ、沈殿量 (ml、小数点 1 衔) を計測する。その後、標本から魚類の卵・仔稚魚及び頭足類幼体をすべて選別する。選別に当たってはスパイドまたは先端の柔らかいステンレス製または竹製のピンセットを用いるなど、卵・仔稚魚を損なうことのないよう注意する。また、破損した卵・仔稚魚、特に前期仔魚の取り残しに注意する。卵・仔稚魚・幼生について、別添「太平洋ブロック共通フォーム」に記載した魚種・発育段階ごとに計数する。卵は発達段階 A (受精後原口閉鎖まで、ただしカタクチイワシでは胚膜が 1/2 に達するまで)、B (尾芽が卵黄から分離するまで)、C (孵化まで) の 3 段階および不明ごとに、仔稚魚は前期仔魚と後期仔魚以降の個体数を、スルメイカは総個体数を数える。サバ属卵は接眼ミクロメータを用いて 0.025 mm 以上の精度で直径を計測し、1.1 mm 以下をマサバ、1.1 mm 超をゴマサバとして集計すること。魚類・頭足類以外の標本の湿重量 (g、小数点 2 衔) を計測する。
- (4) 標本の保存：選別した魚類の卵・仔稚魚は採集点ごとに、スルメイカを含む指定魚種、その他の魚類・頭足類ごとの 2 つに分け、10 ml 程度の中蓋付き標本瓶に 5% 中性ホルマリン溶液で固定する。基本的に標本は 5% 中性ホルマリン溶液での固定とするが、「その他魚類卵」および各「類似魚種卵」等について、担当者から指示があった場合は 99% エタノールで保存する。その際、容器蓋に 99% エタノールと分かるように記載すること。標本が大きい場合は適宜大きいサイズの中蓋付き瓶を用いる。保存の際には耐水紙でラベルを作り、指定魚種かその他、採集点番号、採集年月日、ネット名、船名を鉛筆で記入し、標本とともに保存する。瓶の蓋には指定魚種かその他、採集点番号、ネット名を プリントアウト したラベルシールもしくは油性のマーカーにより記載する。ラベルシールによる記載を推奨し、可能であれば貼り付けたラベルシールの上にさらに透明の保護シールを貼り付ける。 その他、詳細や魚類・頭足類以外の標本については、「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。
- (5) 結果の入力：(1)で送付したワークシートに卵・仔稚魚等の同定、計数、測定結果、その他標本の湿重量、沈殿量、プランクトン優占種を入力する。

(6) 成果物：査定結果を入力したワークシートは、横浜庁舎、塩釜庁舎および標本採集実施機関に送付する。選別された卵・仔稚魚の標本は、標本採集実施機関、卵・仔稚魚選別済みの残滓プランクトン標本は、塩釜庁舎に送付する。標本の保存と送付の詳細については「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。

## 5) ノルパックネットサンプル分析 (大分県)

標本採集実施機関：大分県農林水産研究指導センター水産研究部

(1) 標本の送付：当所の依頼により標本を採集した標本採集実施機関が請負者に採集標本および標本一覧表を送付する。また、当所作成のエクセル等、表計算ソフトのワークシートを送付する。なお、送付にかかる運送費は請負者が負担する。

(2) 標本の確認：請負者は標本を受け取ってから速やかに標本と標本一覧表を照合し、標本瓶の破損、標本の固定状態等について確認する。標本と標本一覧表の不一致や輸送中の事故があった場合は、速やかに標本採集実施機関と取扱について協議する。

(3) 卵・仔稚魚の選別・計測：卵・仔稚魚の選別前に沈殿量を測定する。標本から約 10 mm 以上のゼラチン質生物 (サルバ・ウミタル・クラゲ等、但しゾウクラゲは含めない)、長さ約 20 mm 以上の大型生物 (オキアミ類、ヤムシ類、魚類を除く) を別扱いとして分別した後、ゴミ等を取り除く (分別した生物は、後に選別する魚卵・仔稚等と一緒にすることなく別瓶に保存し、湿重量測定作業終了後の選別済みプランクトン標本とともに委託者に返送する)。次に、試験管等の別容器に移し、一晩以上置いて採集物を完全に沈殿させ、沈殿量 (ml、小数点 1 衡) を計測する。その後、標本から魚類の卵・仔稚魚及び頭足類幼体をすべて選別する。選別に当たってはスパイドまたは先端の柔らかいステンレス製または竹製のピンセットを用いるなど、卵・仔稚魚を損なうことのないよう注意する。また、破損した卵・仔稚魚、特に前期仔魚の取り残しに注意する。卵・仔稚魚・幼生について、別添「太平洋ブロック共通フォーム」に記載した魚種・発育段階ごとに計数する。卵は発達段階 A (受精後原口閉鎖まで、ただしカタクチイワシでは胚膜が 1/2 に達するまで)、B (尾芽が卵黄から分離するまで)、C (孵化まで) の 3 段階および不明ごとに、仔稚魚は前期仔魚と後期仔魚以降の個体数を、スルメイカは総個体数を数える。サバ属卵は接眼ミクロメータを用いて 0.025 mm 以上の精度で直径を計測し、1.1 mm 以下をマサバ、1.1 mm 超をゴマサバとして集計すること。魚類・頭足類以外の標本の湿重量 (g、小数点 2 衡) を計測する。

(4) 標本の保存：選別した魚類の卵・仔稚魚は採集点ごとに、スルメイカを含む指定魚種、その他の魚類・頭足類ごとの 2 つに分け、10 ml 程度の中蓋付き標本瓶に 5% 中性ホルマリン溶液で固定する。基本的に標本は 5% 中性ホルマリン溶液での固定とするが、「その他魚類卵」および各「類似魚種卵」等について、担当者から指示があった場合は 99% エタノールで保存する。その際、容器蓋に 99% エタノールと分かるように記載すること。標本が大きい場合は適宜大きいサイズの中蓋付き瓶を用いる。保存の際には耐水紙でラベルを作り、指定魚種かその他、採集点番号、採集年月日、ネット名、船名を鉛筆で記入し、標本とともに保存する。瓶の蓋には指定魚種かその他、採集点番号、ネット名を プリントアウト したラベルシールもしくは油性のマーカーにより記載する。ラベルシールによる記載を推奨し、可能であれば貼

り付けたラベルシールの上にさらに透明の保護シールを貼り付ける。その他、詳細や魚類・頭足類以外の標本については、「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。

(5) 結果の入力：(1)で送付したワークシートに卵・仔稚魚等の同定、計数、測定結果、その他標本の湿重量、沈殿量、プランクトン優占種を入力する。

(6) 成果物：査定結果を入力したワークシートは、横浜庁舎、塩釜庁舎および標本採集実施機関に送付する。選別された卵・仔稚魚の標本は、標本採集実施機関、卵・仔稚魚選別済みの残滓プランクトン標本は、塩釜庁舎に送付する。標本の保存と送付の詳細については「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。

#### 6) ノルパックネットサンプル分析 (宮崎県)

標本採集実施機関：宮崎県水産試験場

(1) 標本の送付：当所の依頼により標本を採集した標本採集実施機関が請負者に採集標本および標本一覧表を送付する。また、当所作成のエクセル等、表計算ソフトのワークシートを送付する。なお、送付にかかる運送費は請負者が負担する。

(2) 標本の確認：請負者は標本を受け取ってから速やかに標本と標本一覧表を照合し、標本瓶の破損、標本の固定状態等について確認する。標本と標本一覧表の不一致や輸送中の事故があった場合は、速やかに標本採集実施機関と取扱について協議する。

(3) 卵・仔稚魚の選別・計測：卵・仔稚魚の選別前に沈殿量を測定する。標本から約 10 mm 以上のゼラチン質生物 (サルバ・ウミタル・クラゲ等、但しゾウクラゲは含めない)、長さ約 20 mm 以上の大型生物 (オキアミ類、ヤムシ類、魚類を除く) を別扱いとして分別した後、ゴミ等を取り除く (分別した生物は、後に選別する魚卵・仔稚等と一緒にすることなく別瓶に保存し、湿重量測定作業終了後の選別済みプランクトン標本とともに委託者に返送する)。次に、試験管等の別容器に移し、一晩以上置いて採集物を完全に沈殿させ、沈殿量 (ml、小数点 1 衡) を計測する。その後、標本から魚類の卵・仔稚魚及び頭足類幼体をすべて選別する。選別に当たってはスティードまたは先端の柔らかいステンレス製または竹製のピンセットを用いるなど、卵・仔稚魚を損なうことのないよう注意する。また、破損した卵・仔稚魚、特に前期仔魚の取り残しに注意する。卵・仔稚魚・幼生について、別添「太平洋ブロック共通フォーム」に記載した魚種・発育段階ごとに計数する。卵は発達段階 A (受精後原口閉鎖まで、ただしカタクチイワシでは胚膜が 1/2 に達するまで)、B (尾芽が卵黄から分離するまで)、C (孵化まで) の 3 段階および不明ごとに、仔稚魚は前期仔魚と後期仔魚以降の個体数を、スルメイカは総個体数を数える。サバ属卵は接眼ミクロメータを用いて 0.025 mm 以上の精度で直径を計測し、1.1 mm 以下をマサバ、1.1 mm 超をゴマサバとして集計すること。魚類・頭足類以外の標本の湿重量 (g、小数点 2 衡) を計測する。

(4) 標本の保存：選別した魚類の卵・仔稚魚は採集点ごとに、スルメイカを含む指定魚種、その他の魚類・頭足類ごとの 2 つに分け、10 ml 程度の中蓋付き標本瓶に 5% 中性ホルマリン溶液で固定する。基本的に標本は 5% 中性ホルマリン溶液での固定とするが、「その他魚類卵」および各「類似魚種卵」等について、担当者から指示が

あつた場合は99%エタノールで保存する。その際、容器蓋に99%エタノールと分かることに記載すること。標本が大きい場合は適宜大きいサイズの中蓋付き瓶を用いる。保存の際には耐水紙でラベルを作り、指定魚種かその他、採集点番号、採集年月日、ネット名、船名を鉛筆で記入し、標本とともに保存する。瓶の蓋には指定魚種かその他、採集点番号、ネット名をプリントアウトしたラベルシールもしくは油性のマーカーにより記載する。ラベルシールによる記載を推奨し、可能であれば貼り付けたラベルシールの上にさらに透明の保護シールを貼り付ける。その他、詳細や魚類・頭足類以外の標本については、「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。

- (5)結果の入力：(1)で送付したワークシートに卵・仔稚魚等の同定、計数、測定結果、その他標本の湿重量、沈殿量、プランクトン優占種を入力する。
- (6)成果物：査定結果を入力したワークシートは、横浜庁舎、塩釜庁舎および標本採集実施機関に送付する。選別された卵・仔稚魚の標本は、標本採集実施機関、卵・仔稚魚選別済みの残滓プランクトン標本は、塩釜庁舎に送付する。標本の保存と送付の詳細については「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。

## 6. 査定結果の再点検

卵・仔稚魚の査定結果について、一度点検を行った上でさらに再点検を行うこと。  
また点検および再点検のうちのどちらかは査定者とは別の者が行うこと。

## 7. 標本保存・送付の詳細

選別された卵・仔稚魚の標本については、各都県研究機関ごとにスクリュー管を専用の箱に整理し、箱の上面と側面に紙ラベルで、研究機関、採集年月、ノルパックサンプルの卵・仔稚魚であることを明記した上で、各都県研究機関（標本採集実施機関）に送付する。

卵・仔稚魚選別済みのプランクトン標本については、塩釜庁舎へ送付する。プランクトン標本は指定のラベルと共に標準サンプル瓶（UMサンプル瓶 50 ml）に入れる。1本の瓶に収容出来ない場合は複数本に分けて収容する。標準サンプル瓶の蓋にはラベル3種を並べて貼付する。貼付するラベルは上からタフスポット（三商商品コード 9640246）、タフタグ（三商商品コード 9608496）、タフタグ（三商商品コード 9608476）の順で、真ん中のラベルに船名、観測点名、目合（335 μm）、採集器具（ノルパック）、採集層（0-150 m等）、分割率（1/2等）等を記載すること。標本瓶は標準のコンテナ（三菱樹脂・ヒシコンテナ S-14 黄色）に58本収納する。また標本瓶蓋の一番上のラベルに1~58までの通し番号を記入する。ただし複数本に分けたサンプルについては全て同じ番号を記入し、そのことを（1）で送付したワークシートに入力する。一つのコンテナに採集した都県や採集月の異なる標本などが混在しても構わない。コンテナの面積の小さい2側面にはラミクロステープを貼付した上で通し番号を記載すること。標本およびコンテナに記載した通し番号を（1）で送付したワークシートに入力する。なお、コンテナの通し番は仮の番号であり、塩釜庁舎にて最終的な番号を割り振る。その時点で一番下のラベルにもコンテナの番号を記載する。コンテナには新聞紙等の緩衝材をいれ、さらに三段重ねにした上で最上部のコンテナに蓋（三菱樹脂・ヒシコンテナ S-1 用・黄色）をし、PPバンド（プラスチックバンド）等で結束した上で塩釜庁舎へ送付する。なお蓋については再利用するものとし、塩釜庁舎から分析業者へ纏めて返送する。元々標本が入っていた瓶は洗浄し、各都県研究機関へ返送する。不明な点は作業についての問い合わせは塩釜庁舎にする。なお、標本瓶やコンテナにかかる費用と運送費は請負者が負担する。

8. 業務期限 令和7年3月17日

※ただし、それぞれの調査分は以下の期限までに報告すること。

- ・4月調査分： 令和6年5月24日
- ・5月調査分： 令和6年6月7日
- ・6月調査分： 令和6年6月25日
- ・7～11月調査分： 令和6年12月13日
- ・12月以降調査分： 令和7年3月17日

(なお、和歌山県及び徳島県の調査については、サンプル到着後2週間以内、または上記の期限のうち、早い方を報告期限とする。)

9. その他

- 1) 一定数の標本を当所が事前に査定する。
- 2) 査定物及び時期については別途指示するものとする。
- 3) 請負者成果物と当所査定結果が整合した上で完了とする。
- 4) 詳細については担当者と協議のうえ施行するものとする。  
また、完了後係員の検査を受け合格すること。

魚種・発育段階	魚種・発育段階	魚種・発育段階	魚種・発育段階	魚種・発育段階
マイワシM卵	コノシロA卵	ゴマサバA卵	エゾイソアイナメA卵	タチウオA卵
マイワシB卵	コノシロB卵	ゴマサバB卵	エゾイソアイナメB卵	タチウオB卵
マイワシC卵	コノシロC卵	ゴマサバC卵	エゾイソアイナメC卵	タチウオC卵
マイワシステージ不明卵	コノシロステージ不明卵	ゴマサバステージ不明卵	エゾイソアイナメステージ不明卵	タチウオステージ不明卵
マイワシ類似魚種卵	コノシロ前期仔魚	マアジA卵	エゾイソアイナメ前期仔魚	タチウオ前期仔魚
マイワシ前期仔魚	コノシロ後期仔魚	マアジB卵	エゾイソアイナメ後期仔魚	タチウオ後期仔魚
マイワシ後期仔魚	サンバ類A卵	マアジC卵	ブリA卵	サワラA卵
カタクチイワシA卵	サンバ類B卵	マアジ類似魚種卵	ブリB卵	サワラB卵
カタクチイワシB卵	サンバ類C卵	マアジ類似魚種卵	ブリC卵	サワラC卵
カタクチイワシC卵	サンバ類ステージ不明卵	マアジ前期仔魚	ブリステージ不明卵	サワラステージ不明卵
カタクチイワシステージ不明卵	サンバ類類似魚種卵	マアジ後期仔魚	ブリ類似魚種卵	サワラ前中期仔魚
カタクチイワシ前期仔魚	サンバ類前期仔魚	ムロアジ類前期仔魚	ブリ前期仔魚	サワラ後期仔魚
カタクチイワシ後期仔魚	サンバ類後期仔魚	ムロアジ類後期仔魚	ブリ後期仔魚	サキ前中期仔魚
ウルメイワシA卵	マサバA卵	イトニキダラA卵	キンメダイA卵	イサキ後期仔魚
ウルメイワシB卵	マサバB卵	イトニキダラB卵	キンメダイB卵	イカナゴ前期仔魚
ウルメイワシC卵	マサバC卵	イトニキダラC卵	キンメダイC卵	イカナゴ後期仔魚
ウルメイワシステージ不明卵	マサバステージ不明卵	イトニキダラステージ不明卵	キンメダイステージ不明卵	マダイ後期仔魚
ウルメイワシ前期仔魚	イトニキダラ前期仔魚	キンメダイ類似魚種卵	キンメダイ類似魚種卵	ヒラメ後期仔魚
ウルメイワシ後期仔魚	イトニキダラ後期仔魚	キンメダイ前期仔魚	キンメダイ前期仔魚	キビナゴ前期仔魚
		キンメダイ後期仔魚	キンメダイ後期仔魚	キビナゴ後期仔魚
		スルメイカ前期仔魚(スルメイカーリンコウチオン幼生)		

(スルメイカ前期仔魚(スルメイカーリンコウチオン幼生))